

令和 8 年度地域復興実用化開発等促進事業 「継続提案」募集要領

【募集期間】

令和 8 年 2 月 6 日 (金) ~ 2 月 27 日 (金) 午後 5 時締切

※令和 8 年 2 月 13 日 (金) までに下記書類の仮案を提出することで、事務局の
確認・アドバイスを受けることができます。

- ・ 交付提案書
- ・ 経費内訳 (様式 A)
- ・ 実用化開発体制図 (様式 B)

【提案に関する注意事項】

(注 1) 継続提案は、令和 7 年度採択事業者が同一事業計画 (テーマ) で令和 8 年度実施の本事業に応募する場合があります。

本資料は、【継続】審査の実施要領をまとめたものです。【新規】での提案を予定している事業者は、別に定める募集要領を参照してください。

(注 2) 本事業は、令和 8 年度予算成立が前提のため、予算の審議状況によっては事業内容を変更する可能性があることにご留意ください。

なお、令和 9 年度以降の募集の実施や要件については未定です。

【管理業務委託団体】

合同会社デロイト トーマツ

〒960 - 8031 福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 7 階

TEL : 024-572-3352 メール : dte_f_jitsuyoka@tohmatu.co.jp

I 事業目的

福島県では、浜通り地域等の早期の産業復興を実現するため、福島イノベーション・コースト構想（※）（以下、イノベ構想という）において重点的に取り組む分野について、地元企業等又は地元企業等と連携して行う実用化開発等を支援しています。

※ 東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトです。

（参考）<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innovation-gaiyou.html>

※制度見直しのポイント（令和 8 年度適用）

令和 7 年 6 月に改定された「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」においては、福島県浜通り地域等を、あらゆるチャレンジを可能にする「実証の聖地」と位置付け、産業集積の構築を具体的に推進するとともに、暮らしを支えるイノベーションの創出を促進する方針が示されています。本事業では、この青写真の改定内容を踏まえ、以下の変更を実施します。

- ・ 実証フェーズの取組を重視する新たな審査基準を導入
- ・ 浜通り地域等の産業振興や地域課題の解決に資する取組を重点的に支援するため、「地域課題解決枠」を新設。地域課題解決の促進に向け、産業支援機関や教育機関等の「イノベ構想地域パートナー」との連携による事業実施を推奨
 - ※令和 8 年度新規提案からの導入であり、継続提案は自治体連携推進枠として受付・審査
- ・ 地域への定着を促進するため、福島県内に本支店がある地域金融機関等からの確認書等を提出した場合に加点

なお、上記以外にも変更点がありますので、本募集要領とあわせて、公募説明資料の末尾に記載されている「昨年度からの変更点」を必ずご確認ください。

II 事業実施スキーム（想定）

スケジュール【継続】	項目
2 月 27 日 17 時まで	交付提案書提出締切
3 月上旬～3 月下旬	書面審査
4 月上旬	内示
4 月上旬	交付申請書の提出
随時	交付申請書の審査、交付決定通知（補助事業開始）
交付決定から月 1 回程度	状況確認検査
10 月末日	状況報告書の提出
11 月下旬～12 月上旬	中間ヒアリング
2 月末日	実績報告書の提出
3 月上中旬	確定検査
3 月末	補助金支払

※ 事業実施期間中は、県又は管理業務委託団体（事務局）が補助事業に関する事務や事業の進捗管理について、必要に応じ指導・助言を行います。

(1) 交付提案書提出に係る手続き

本要領に基づき補助金の交付を希望する事業者は県へ事業計画を提案することとなります。

連携して提案する場合でも、1 社ごとに申請が必要となります。

提案者が希望すれば、管理業務委託団体から事業提案書類の記載方法についてアドバイスを受けることができます。また、県の関係機関等（P.14 参照）においても各種相談を受け付けています。

分野及び内容によっては対応できない場合がありますので希望される方は、あらかじめ、管理業務委託団体にお知らせください。

なお、本事業は、福島県浜通り地域等における波及効果、産業集積効果を重視しており、実用化開発等が行われる市町村の理解と協力を得ることが重要であることから、実施市町村へ事前に相談を行い、理解と協力を得ることをお勧めします。自治体への相談にあたり不明な点は、管理業務委託団体にお問い合わせください。

(2) 採択後の手続き

所定の審査を経て採択された事業者に対して、県が交付決定を行うことで補助事業が開始されます。審査会で採択された企業は、別途交付申請書の提出が必要となります。審査会で指摘された事項等を精査し、交付申請書をご提出ください。必要に応じて、資金計画に係る書類（金融機関からの融資証明書等）の提出を求めます。

(3) 交付決定後について

補助事業期間中は事業の進捗状況を把握するため、県又は管理業務委託団体が、現物検査や事業状況のヒアリング、経費書類の確認等を月1回程度、現地又はオンラインで行います。また、必要に応じ補助事業に関する事務や事業の進捗について、指導・助言を行います。

Ⅲ 募集要件

1 補助対象となる分野

福島イノベーション・コースト構想の重点分野

（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙（以下「重点分野」という。）をいいます。）

2 補助対象者、補助率

(1) 補助対象

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の区域を合わせた地域（以下「福島県浜通り地域等」という。）において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化・事業化に向けた取組（以下「実用化開発等」という。）を行う事業者の中で、次のいずれかに該当する者が補助対象者となります。

- ① 地元企業等：福島県浜通り地域等に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業、国立研究開発法人である研究所、大学若しくは国立高等専門学校又は農業協同組合その他の法人格を有する団体等
- ② 地元企業等と連携して実施する企業

※ 福島県浜通り地域等外の企業が提案する場合は、福島県浜通り地域等に拠点を設置するか、地元企業等と連携する必要があります。

なお、連携提案の場合、地元企業等が主となるようにしてください。

【注意】

「地元企業等」の要件を確認するため、交付提案にあたっては、原則、提案者ごとに登記事項証明書（商業・法人登記等）の提出が必要となります。

会社等の規則等により、福島県浜通り地域等の住所を反映した登記事項証明書の提出が不可能な場合は、その旨を記載した理由書（任意様式）と研究開発・実証等の実施予定地であることが分かる写真等を提出してください。

登記事項証明書の提出がない場合や、福島県浜通り地域等に拠点を有することが確認できない場合は、補助対象の要件を満たさないものと判断しますのでご注意ください。

(2) 補助率

	地元企業等	地元企業等と連携する企業
中小企業 ※1	3 分の 2 (4 分の 3 ※2)	
大企業	3 分の 1 (2 分の 1 ※2)	

※1 中小企業の定義

業種	定義(従業員規模・資本金規模)
製造業、その他業種	300 人以下 又は 3 億円以下
卸売業	100 人以下 又は 1 億円以下
小売業	50 人以下 又は 5,000 万円以下
サービス業	100 人以下 又は 5,000 万円以下

注) 国立研究開発法人である研究所、大学又は国立高等専門学校は、中小企業とみなす。

注) 農業協同組合など、農林水産業は、“その他の業種”とみなす。

なお、次のいずれかに該当する中小企業は「みなし大企業」とし、「大企業」の補助率を適用する。

- ①発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に定める者で、中小企業以外の者をいう。以下同じ。）が所有していること
- ②発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有していること
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めていること
- ④資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されていること
- ⑤交付提案時において、確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えていること

※2 自治体連携推進枠

自治体連携推進枠とは、本事業の目的である地域振興に資する実用化開発等の促進について、実用化開発等のさらなる加速化、迅速化、効率化を目指すため、補助事業者と福島県浜通り地域等の自治体が連携する事業に対する重点的支援として、補助率をかさ上げする制度です。福島県浜通り地域等の自治体と連携して事業を実施する企業等については () 内の補助率を適用します。

新たに自治体と連携事項を協議する場合、自治体において一定の調整期間を必要とする場合が

あります。交付提案書提出締切までに提出資料が整備できない場合、自治体連携推進枠として受付できませんので、提案を考えている事業者は余裕をもって調整を進めるようにしてください。

3 補助上限額等

要綱第 3 条の規定のとおり、補助額は補助対象経費に補助率を乗じた額以内とし、その上限は 1 事業計画あたり 7 億円（複数企業等による連携提案の場合、合計額をいう。） とします。

なお、事業採択は予算の範囲内で行われます。原則、審査結果の上位から採択され、交付提案額が補助予算額を超過した場合は不採択となりますのであらかじめご承知おきください。

※事業計画は最長 3 年間となりますが、年度ごとに審査を受ける必要があります。次年度以降の募集の実施や要件については未定であり、令和 9 年度以降の予算を確約するものではありません。

※補助対象経費は、参考見積書を取得するなど十分に精査の上、計上してください。

※採択された場合であっても、採択に条件を付す場合があります提案書に記載された補助金額がそのまま認められず、補助金額が減額される場合があります。

4 補助採択件数

令和 5 年度から、継続提案での採択を受けた事業者は、新規提案での採択は出来ない取り扱いとなりましたので、ご注意願います。

5 補助対象経費

補助対象経費については、原則、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 交付決定後に契約、支出されるもの（指令前着手が承認された場合は、指令前着手承認日からの経費が対象となる）。
- ② 令和 9 年 2 月末日までに支払いを終えるもの。
- ③ 補助事業に要することが明確であるもの。

（補助対象経費）

	経費区分	内容
直接 経費	① 施設工事費	実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の整備又は改修に要する経費（土地の取得造成費、既存建物解体費、既存設備の撤去費、外構工事費その他施設本体に直接関係のない工事費を除く。）及び既存設備の移設に必要な経費（実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な既存設備であって、新規に導入する設備と合わせて使用する必要がある設備の移設で、移設に係る経費が、既存設備と同じ設備を新たに導入するよりも経済的である場合に限る。）
	② 機械設備費	実用化開発等に必要機械装置（ソフトウェアを含む。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕等に必要経費及び実用化開発等を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数 1 年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費

③ 調査設計費	①施設工事費、②機械設備費に係る調査費及び設計費
④ 人件費	実用化開発等に直接従事する者の人件費（雇用契約を締結する従業員の人件費。（出向社員や主体的に研究開発に従事する派遣社員を含む。））
⑤ 材料費等	実用化開発等に必要な材料・副資材、消耗品等の購入に要する経費（耐用年数 1 年以上で固定資産計上する場合は、機械設備費に計上。）
⑥ 外注費	実用化開発等に必要な加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア製作等を外注する場合に要する経費（機械装置等にかかる外注については、「機械設備費」として計上。）
⑦ 委託費	民間企業、大学、公設試験場等へ実用化開発等の一部を委託する場合（試験・評価、知的財産権先行調査、弁理士費用（特許印紙代等を除く）、市場調査等実用化開発等に必要な調査等の委託を含む。）に要する経費
⑧ その他諸経費	実用化開発等に必要な謝金、旅費、事務経費（通信・運搬費、印刷製本費、使用料・賃借料、光熱水費、補助員費、展示会出展・市場調査費等に必要な経費を含む。）
間接経費	直接経費の 5 パーセント以下（当補助事業を行う上で実証や研究に必要な環境改善や機能向上等に関する経費。）

※上記の経費については、原則として、福島県浜通り地域等において実施される場合に限る。

※研究開発・実証等の根幹となる取組の大半を外注、委託することは認められない。

※⑦の経費については、直接経費小計の 30 パーセント以下とする。

※外注費及び委託費の割合が高い提案については、妥当性・必要性等を厳格に審査する。

※次の経費は直接経費の補助対象とならない。

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 使用実績の把握が困難な材料等
- ・ 補助対象となる実用化開発終了後に、容易に当該事業化以外に転用が可能と認められる経費。
例：車両（保険料、車検等の費用も不可）、パソコン、カメラ 等
- ・ 公租公課（消費税含む）
- ・ 土地の取得及び造成の費用
- ・ 既存建物、設備の解体費・撤去費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁理士費用
- ・ 振込手数料（振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数の場合は補助対象とする）
- ・ 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
- ・ 原則、中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・ 恒久的な施設・設備の整備費
- ・ 実用化開発事業を行う上での事務処理に関する委託費（研究報告書作成費用等）
- ・ 保険料
- ・ 賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料
- ・ 上記のほか、不適切と認められる経費

※なお、実用化開発推進上の必要性があれば、汎用性の高い備品等の購入が認められる場合もあります。必要性を示した理由書と併せて、補助目的以外の用途で使用しない旨の宣誓書を提出いただきます。詳しくは事務局まで御相談ください。

※補助事業における自社調達及び連携先と取引を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさ

わしくないと考えられます。このため、自社調達及び連携先と取引を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除した経費を補助対象経費として計上します。

※福島県浜通り地域等で実施する補助対象経費の考え方

本事業は、福島県浜通り地域等の産業復興に寄与するかどうか、審査項目の1つです。

従って、補助対象事業は、浜通り地域等内で実施されることを前提としており、浜通り地域等以外で執行される経費については、原則として補助対象外となります。ただし、浜通り地域等や福島県内に実用化開発等に必要な機器がない等、やむを得ない理由により、浜通り地域等以外で実用化開発等の一部を実施する必要がある場合は、その妥当性を説明いただき、補助対象の適否について審査します。

※福島県内での調達率の評価

なお、福島県内での調達（発注先の本店又は支店が福島県内に立地している場合（営業所は対象外））かつ設置についても、審査上評価します。

※補助事業における有償実証の考え方

補助事業期間中に有償実証（想定顧客等からのフィードバックを技術開発に反映するために製品やサービスの試作品を有償で提供するもの）を行うことは可能ですが、以下の項目に対応するとともに、その売上高相当分に補助率を乗じた額を補助金相当額から控除する必要があります。

有償実証の結果、売上高が交付提案書に記載した計画値に満たない場合においても、補助金の増額は認められませんのでご注意ください。

- ・ 交付提案書への活動計画の記述（有償実証の内容、時期、実用化・事業化に向けた必要性、売上高の見込み等を記載する）
- ・ 月次での事務局への活動状況報告（提供先・価格等の報告含む）
- ・ 有償実証の実施結果のまとめと実績報告書への記述（経費内訳の作成時は、補助金相当額から交付提案時に控除した額（売上高の計画値に補助率を乗じた額）を減じることで補助金申請額を算出します。なお、有償実証による売上高の実績額は実績報告書に記載してください）

また、有償実証に要する経費は補助対象としますが、交付提案書に記載した有償実証で得られる売上高の計画値の範囲内としてください。

※年度途中で有償実証の計画が新たに、もしくはその変更が生じた事業者は、変更承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を得る必要があります。

上記「有償実証の考え方」については、変更等が生じる場合がありますので事務局からの指示に従ってください。

IV 応募書類の提出

1 募集期間

【継続】 令和 8 年 2 月 6 日（金）～2 月 27 日（金）午後 5 時締切

※令和 8 年 2 月 13 日（金）までに下記書類の仮案を提出することで、事務局の確認・アドバイスを受けることができます。

- ・ 交付提案書

- ・経費内訳 (様式 A)
- ・実用化開発体制図 (様式 B)

2 提出書類 (記載例を参考に様式を作成し、いずれも jGrants 上で提出してください)

番号	提出書類
※電子データ (1 交付提案書は PPT、1-2 財務分析は XLS 形式で提出してください)	
1	交付提案書 (事業者名、分野名、事業計画名、事業計画の概要は内示後に公表することを了承ください。地元企業等と連携して提案する場合は、連携事業者間で調整し、同一の事業計画名等で提出してください。)(押印不要)
1-2	財務分析用エクセルファイル
※電子データ (8 経費内訳は XLS、他は PDF 形式で提出してください) ※スキャンデータ可	
2	提案企業、連携先等の事業紹介パンフレット等
3	直近 2 期分の決算報告書 (法人設立後間もなく、該当書類が無い場合は、その旨を記載した任意様式【要実印】を提出すること。)
4	法人定款写し (法人設立後間もなく、該当書類が無い場合は、その旨を記載した任意様式【要実印】を提出すること。)
5	登記事項証明書 (【地元企業等】の場合は、登記事項証明書記載の住所から補助対象要件を満たしているか確認します。会社等の規則等により、福島県浜通り地域等の住所を反映した登記事項証明書の提出が不可能な場合は、その旨を記載した理由書 (任意様式) と研究開発・実証予定地であることが分かる写真等を提出してください。)
6	県税の未納がないことの証明書 (県内に拠点がある事業者は、最寄りの地方振興局県税部に発行依頼してください。) (県内に拠点が無い事業者は、本社が所在する都道府県税の未納がないことの証明書が必要です。) (課税されているすべての税目 (都道府県税) について未納がないことが分かる証明書が必要です。証明書に記載されている税目が限定的である場合は、証明書記載の内容が課税されているすべての税目であることを記した宣誓書 (任意様式) を提出してください。)
7	所得金額を証明する書類 (納税証明書 (その 2)) 直近過去 3 年分
8	経費内訳 (様式 A)
9	実用化開発体制図 (様式 B)
10	役員一覧 (様式 C)
※ 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約、及び個人情報及び法人情報の第三者提供に関する同意は、jGrants 上で記載内容を確認の上、同意してください。なお、同意いただけない場合は提案することができません。	
(補助対象期間内に福島県浜通り地域等において登記を必要とする施設 (実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な施設に限る。) 整備に係る経費を計上する場合)	
※登記を要しない軽微な設備 (柵の設置、部屋に仕切りを設ける等) については、下記 11~14 は、提出不要です。	

11	立地予定位置図 (2万5千分の1又は5万分の1縮尺の地図)
12	施設等の平面図 (増設の場合は現施設の平面図も添付)
13	施設等の機械設備配置がわかる図面等 (増設の場合は着手前の配置図面等も添付)
14	全体計画の工程表
(委託費を計上する場合)	
15	委託先の概要、委託内容が分かる資料 (任意様式)
(過年度採択事業者の場合)	
16	過年度様式第7号 (実績報告書)
17	過年度様式第7-1号 (収支決算)
(自治体連携推進枠を活用する場合)	
18	自治体との連携協定書等の写し (交付提案書提出締切日までに締結済の連携協定書等の写しを提出できない場合は、自治体連携推進枠で提案することはできません)
(その他提出を推奨する書類)	
19	金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は、資金調達見込みが分かる書類 (確認書・出資意向表明書・融資証明書や、当補助事業の交付決定が資金提供の条件となっている場合は、その旨を示す書類等) を提出いただくことを推奨します。また、進出企業等の地元定着等を促進するため、福島県内に本支店がある地域金融機関等からの確認書等の提出には加点します。加点を希望する場合は、確認書等の提出を必須とします。 ※金融機関の確認書等の発行には相応の時間を要するため、十分な調整期間を確保ください。確認書等は、原則、交付提案書提出締切までに提出が必要ですが、令和8年度に限り、金融機関等と調整中の確認書等の案を提出することで審査対象として認められる場合があります。

※ 上記以外にも採否の判断のため、別途必要な書類の提出を求めることがあります。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

3 提出方法

(1) 管理業務委託団体への書類提出 (補助金申請システム jGrants※により提出)

提案書類については、補助金申請システム jGrants により提案を受け付けます。郵送や持参等での受付は致しませんのでご承知おきください。

連携して提案する場合でも、1社ごとに jGrants 上から提出してください。

なお、締め切り直前になると事業者の提出が集中し、システムに不具合が生じる場合もありますので、提出期限には余裕をもって準備をするようにしてください。いかなる理由があっても締め切り後の受付はいたしません。

また、提案資料に不備がみられる場合には県又は管理業務委託団体より修正を求めることがあります。提出期限までに不備の修正がなされない場合には、受理できないこともあり得ますので時間に余裕をもって提出ください。

提案書の記載漏れ等の不備が多数ある場合には低評価と判断されることがある他、審査しな

い場合があります。

※補助金申請システム jGrants (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)

V 補助事業の選定

1 選定方法

「Ⅲ 募集要件」を満たす提案について、外部有識者等による委員会において、下記の「2 評価のポイント」に基づいて審査します。継続審査においては、提案された全ての提案者に対して、書面審査にて採否を決定することとします。

2 評価のポイント

(1) 基礎評価

提案内容を実現していくために必要となる戦略、経営資源が整っているか否かを客観的な情報を基に評価します。

- | | |
|---|--|
| ① | 研究開発・量産技術開発、サービス開発及び事業展開の戦略
実用化・事業化に向けた研究開発・量産技術開発、サービス開発及び事業展開・マーケティングの戦略が明確となっており、そのことについて客観的な数値を用いて説明できているか。 |
| ② | 技術的優位性
競合技術と比較して、性能面やコスト面での優位性が示されているか。また、見込み顧客に対する有償又は無償での技術実証や価値提供の検証を計画に含めているか。 |
| ③ | 計画性
補助事業期間内に技術を実用化・事業化し、補助事業期間終了後 3 年以内に収益化（粗利がプラス等）を目指す計画となっているか。また、計画を推進するための具体的な数値目標を設定できているか。 |
| ④ | 経営資源
実用化、事業化を達成するために必要となる資金面、人材面での経営資源が十分に備わっているか。特に、資金面で少なくとも補助期間内の事業費確保（経費全体額相当分）の見通しが立っているか。 |

(2) 総合評価

提案された研究開発・実証が実用化・事業化される可能性や、実用化・事業化後の福島県浜通り地域等の産業復興に対する効果について評価します。

- | | |
|---|--|
| ① | 市場性
実用化・事業化が達成された際、市場の拡大や創造が期待できる提案であるか。 |
| ② | 実現可能性
市場へのアプローチ戦略や開発計画、体制などが十分整えられており、実用化・事業化・収益化の実現可能性が高い提案であるか。特に、需給の面的サプライチェーンの想定・構想があるか。 |
| ③ | 地元裨益性・地元定着性
イノベ構想の推進や、福島県浜通り地域等の経済に対する波及効果や地元裨益・定着に向けた取組が期待できる提案であるか。また、福島県内での受発注や雇用等の割合が高い提案か。 |
| ④ | 技術性
イノベ構想の重点分野をリードする技術性を有しており、その技術目標に対する課題、解決方法、その他技術の市場価値及び価値発揮の方向性等を明確に示した提案であるか。 |

【自治体連携推進枠を活用する場合】

(3) 連携内容の確認

連携協定書等に基づく連携内容について確認・評価します。

① 自治体による協力内容の具体性 協力内容が具体的で、事業者の地元定着や自治体との連携促進を図る内容となっているか。 実用化・事業化に資する連携内容であるか。
② 協力内容の実行可能性 各協力要素について、実施方法や目標が明確に示されているか。
③ 自治体戦略や中長期的連携に資する公益性を有しているか 連携先自治体の中長期的な戦略に合致した展開計画となっているか。

※補助事業実施にあたり、県内の産業支援機関や教育機関等との連携を推奨します。

(技術開発の難易度が高い提案や事業規模・金額が大きい提案である場合)

提案内容の実現可能性、事業性、地元裨益性等をより厳密に審査します。評価のポイントを十分に確認の上、提案内容の充実を図ってください。必要に応じて、追加の資料等を求める場合があります。特に、補助事業を実施するための資金計画の現実性を審査することから、必要資金の調達見込みを示す書類(確認書・出資意向表明書・融資証明書等)の提出を求める場合があります。

(外注費・委託費を必要経費として計上している場合)

外注・委託する内容が、提案者や連携提案者間では担えないことが明らかでない場合等、審査会で外注・委託の必要性が認められないと判断された場合には、補助対象外とするなど、条件付きの採択となることがあります。

(再掲)

※研究開発・実証の根幹となる取組の大半を外注、委託することは認められません。

※委託費については、直接経費小計の 30 パーセント以下となります。

※外注費及び委託費の割合が高い提案については、妥当性・必要性等を厳格に審査します。

【加点項目について】

- ※ 避難指示解除区域(旧緊急時避難準備区域等を含む)を実用化開発等の拠点とする場合は、避難指示解除の時期や住民帰還の状況等を総合的に考慮し、加点します。
- ※ マーケットアドバイザー(本事業で実用化する製品やサービスの想定顧客または想定顧客層へのアプローチが可能な企業等)を設置している開発テーマの場合。実用化開発等に対し、成果の事業化に関して密に連携し、助言等を受けること。
- ※ スタートアップ企業を支援する観点から、設立 10 年未満の中小企業に該当する場合。J-Startup(地域版等含む)、日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞、はばたく中小企業・小規模事業者 300 社等の受賞履歴がある場合には提案書に記載ください。
- ※ 募集締切日時点で、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/list.php>) において宣言を公表している事業者である場合。
- ※ 福島県内に本支店がある地域金融機関等からの確認書・出資意向表明書・確認書等の提出がある場合。

【減点項目について】

- ※ 交付提案時において、交付提案書や添付資料に不備不足があった場合。
- ※ 前年度採択者において、再三の指導にもかかわらず事務処理上の不備不足が著しかった場合や、実施計画が計画どおり遂行されなかった場合。
- ※ 前年度採択者において、マーケットアドバイザーを設置したにもかかわらず、当該連携が計画どおり遂行されなかった場合。

3 審査会の実施内容

(1) 交付提案内容の書面審査

提出された交付提案書に基づき、外部有識者等による委員会に置いて書面審査を実施します。

(2) 質疑応答

提出資料や提案内容について確認したいことがある場合には、書面審査期間中に管理業務委託団体から質問票を配布し、提出を求める場合があります。連絡を受けた事業者は、期日までに回答書を作成し、提出してください。

4 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知

審査会は非公開で行われ、採択・不採択の結果は補助金申請システム jGrants から通知します。（県から文書による通知はいたしません。）また、採択案件の決定後、事業者名・計画名、及びその概要等を県ホームページ等で公表します。なお、採択の場合であっても、提案金額の精査や事業計画の見直しなど、条件付きの採択となることがあります。

5 採択事業者の責務

(1) 実用化開発成果の公表

県は、実用化開発成果等報告書等をホームページその他の方法で公表し、積極的な普及活動に努めますので、ご協力をお願いします。また、県が実施する成果の公表等へ積極的に参加・協力していただきます。

(2) 取得した施設・機械設備の処分

補助事業により取得した施設・機械設備については、補助事業者の所有となりますので、本事業の目的に即した研究資産として適正に管理してください。

施設・機械設備の処分については、県の指示に従っていただきますので、事前にご相談ください。

委託先において、委託費で購入した機械設備は補助事業者の所有となります（委託先の所有となる場合でも処分制限財産となりますのでご注意ください）。

また、本事業により取得した施設・機械設備等について、補助事業期間終了後、処分制限期間中に取得財産を処分する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。

なお、補助事業で取得した財産等の事業転用等も必要な手続きを踏めば可能です。申請目的によっては認められない場合がありますので事務局に御相談ください。

(3) 収益の納付

補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助対象事業を実施した補助事業者が当該補助対象事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又はその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたとき認められたときは補助事業者に対し、

交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付していただく場合があります。

(4) 事業終了後の追跡調査への協力

追跡調査として、事業終了後 5 年間は、その後の実用化・事業化の進捗状況や技術開発・実証成果の波及効果、特許等の出願・実施許諾等の状況などについて所定の様式により、報告することが必要となります。

また、必要に応じて県が行う本事業に関する調査については、最大限の協力を行っていただきますので、あらかじめご了承ください。

VI 補助金交付に係る手続き

(1) 交付決定

- ・採択決定後、交付決定に必要となる交付申請書等を提出していただきます。
- ・本事業の補助金は、補助事業者が県の事業を補助金交付要綱に基づき実施したことに対する対価として支払われるものです。採択決定に際し、補助金申請額について確認を行い、必要と認められた経費のみが実際の補助金額となります。よって、実際の補助金交付決定額と補助金申請額とは必ずしも一致するものではありません。

(2) 状況報告

- ・指定された日までに補助事業の遂行状況について、状況報告書を県に提出していただきます。

(3) 状況確認検査

- ・県又は管理業務委託団体が各種の状況確認（進捗状況、課題、成果、経理処理等）を月 1 回程度、実施します。なお、本検査の頻度は事業者の状況に応じて増減する場合があります。

(4) 次年度の継続審査

- ・同事業計画の研究開発・実証の継続を考えている令和 8 年度採択事業者は、令和 9 年度公募の審査会に応募し、審査を受ける必要があります。その際、事業の進捗や成果、実施状況を踏まえ、不採択になる場合があります。

(5) 実績報告

- ・補助事業の完了した日から 10 日後又は補助事業の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに実績報告を県に提出していただきます。

(6) 確定検査

- ・県が補助金として補助事業者を支払う金額は、補助事業終了後の確定検査において確定します。そのため、支払う金額は交付決定額を下回る場合があります。
- ・確定検査にあたっては、補助事業の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になります。補助対象の施設・機械設備や帳簿、証拠書類の確認ができない場合については、当該施設・機械設備等に係る金額は補助金の

対象外となるので留意してください。事務処理に関しては、別途公開する事務処理マニュアルに従っていただくことになります。

- ・補助金の支払については、原則として、補助事業者から実績報告書の提出を受け、確定検査を経て補助金額の確定後に精算払いとなります。
- ・確定検査には、現地での検査も含まれます。検査では、開発した成果品や整備した施設・機械設備の確認等を行うことになります。連携申請の場合には、事業計画ごとに代表企業等の実用化開発場所で一括して行う場合もあります。

(7) 補助事業終了後

- ・補助事業の対象とする経費にかかる帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、県の要求があった時はいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- ・補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入る場合があります。会計検査院の実地検査は、県に提出した経費書類（副本）ではなく、事業者が保管している経費書類（正本）に基づき行われますので、事業者の責任でしっかりと保管しておく必要があります。

VII その他

- ・提案や実施については、公募説明資料や事務処理マニュアル等を熟読して対応してください。
- ・申請内容に虚偽があることが判明した場合には、補助金適正化法違反に問われることとなり、補助金の全額返還を求めることとなります。
- ・事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む）に対して、必要に応じ現地調査等を実施しますので、あらかじめ補助金の受給者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。
- ・事業内容を変更する場合、経費の区分間において 10 パーセントを超える補助対象経費の流用増減がある場合、補助対象経費の 20 パーセントを超える減額変更がある場合、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合にはあらかじめ変更承認申請を県に対して行う必要があります。なお、原則として交付決定額から総額で増額となる変更をすることは認められません。
- ・応募書類の必要事項が記載されていない、必要な添付書類がないことや、質問票への回答がない場合は不採択となることがありますので、ご注意ください。
- ・既に支出した経費については、やむを得ない場合のみ概算払いを可としますが、概算払請求にあたっては、既に支出したことが確認できる経費に限ります。なお、交付決定を受けた事業以外には充当しないでください。また、交付要綱第 12 条第 3 項の規定のとおり、概算払いの交付は 1 回限りとし、概算払請求額は、補助対象経費のうち支払いが完了した部分のみとし、かつ、交付決定額の 2 分の 1 を上限とします。
- ・事業実施中や完了後に、国や県による書類・現地検査が入る場合があります。ご協力をお願いします。
- ・その他、不明点が生じた際には県又は管理業務委託団体へご相談ください。

・参考情報

事業内容	団体名等	連絡先
工業振興のために様々な技術支援を行う県試験研究機関 (技術開発、技術相談、依頼試験、設備開放等)	福島県ハイテクプラザ 産学連携科	〒963-0215 福島県郡山市待池台1丁目12番地 TEL:024-959-1741 Email: hightech-soudan@pref.fukushima.lg.jp
地域復興実用化開発等促進事業に採択された企業に対する事業化に向けた支援 (ビジネスモデルの精緻化、知財戦略、販路開拓等)	公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 産業集積部産業連携支援課	〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階 TEL:024-581-6890 Email: sangyo-renkei@fipo.or.jp
連携提案のパートナーをお探しの場合	公益社団法人 福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム) 産業創出グループ産業集積課	TEL:024-502-1115 E-mail: kanmin_seizou@fsr.or.jp 「福島相双地域ビジネスマッチングプラットフォーム」 https://fukuso.biz/ 「ロボット関連企業ガイドブック」 https://www.fsrt.jp/robot/ 「企業立地応援ガイド」 https://www.fsrt.jp/supportnavi/
新商品の開発・販路開拓支援	公益財団法人 福島県産業振興センター 技術支援部 技術振興課(テクノ・コム)	〒963-0215 福島県郡山市待池台1丁目12番地(福島県ハイテクプラザ内) TEL:024-959-1951 E-mail: f-tech@f-open.or.jp
「新分野挑戦」「人材育成」「技術相談」「取引拡大」など、ものづくり企業向けの各種支援	公益財団法人 郡山地域テクノポリス推進機構	〒963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地 ビッグパレットふくしま 3階 TEL:024-947-4400 E-mail: techno@nm.net6.or.jp